

只見町森林整備計画 (令和5年度変更)

計画期間 自 令和4年4月1日
至 令和14年3月31日

福島県
只見町

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	6
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	8
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	9
5	その他必要な事項	9
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
2	保育の種類別の標準的な方法	11
3	その他必要な事項	11
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	13
3	その他必要な事項	14
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	19
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	19
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	19
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	19
5	その他必要な事項	19
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	19
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	20
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	20
4	その他必要な事項	20

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	20
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	21
3	作業路網の整備に関する事項	21
4	その他必要な事項	23
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	23
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	24
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	25
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	26
2	その他必要な事項	26
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	26
2	鳥獣対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	27
3	林野火災の予防の方法	27
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	27
5	その他必要な事項	27
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	27
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	27
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	27
4	その他必要な事項	27
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	27
2	生活環境の整備に関する事項	29
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	29
4	森林の総合利用の推進に関する事項	29
5	住民参加による森林の整備に関する事項	29
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	29
7	その他必要な事項	29

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

只見町は、福島県の最西端にあり新潟県との県境に位置している。

町の総面積は 74,756ha と東京 23 区の 1.2 倍の広大な面積を有し、その約 9 割が山林・原野に占められブナ、ミズナラ、トチノキなどの広葉樹林となっている。周囲を 1,000m 級の山で囲まれ、伊南川と尾瀬を水源とする只見川は 6 本の支流を集めながらそれぞれ町を南北及び東西に流れており、流域に沿って 27 の集落が点在している。

気候は日本海型に属し、日本でも有数の豪雪地帯で、年間の降雪累計は 12m、積雪量は 3～4m にもおよび特別豪雪地帯に指定されている。越後三山只見国定公園（福島県域 50,431ha）、奥会津森林生態系保護地域（83,891ha）に指定されている豊かな自然環境を備えており、特に多様性に富んだブナ林は世界遺産級とも呼ばれ、その自然度の高さや面積ともに世界的にも貴重な森であることが学術調査により証明されている。平成 26 年に、只見町全域はユネスコの MAB（人間と生物圏）計画における豊かな生態系を有し、地域の自然資源を活用した持続可能な経済活動を進める国際モデル地域としてユネスコエコパークに登録されている。

只見町は平成の大合併をせず平成 28 年に第七次振興計画を策定し、独自の町づくりを進めてきた。この振興計画の理念は「～ブナと生きるまち 雪と暮らすまち 心豊かに生きるまち 自然首都・只見の挑戦『人と自然の共生』～」である。これまでに培われてきた様々な基盤を礎として、私たちの生活に新たな心の豊かさを求め、次の世代へ守り伝えていくために挑戦を続けていくものであり、ユネスコエコパークの理念である『人と自然の共生』を保ちながら、持続可能な地域の発展を目指すものである。

本町の森林面積は、町土の 94% に相当する 70,254ha、うち国有林が 49,129ha（69.9%）、民有林が 21,125ha（30.1%）と民有林の占める割合が極めて少ない。民有林の森林構成は、急峻な地形や多雪などの自然条件により造林に適した土地が少ないことから、人工林面積は 2,302ha（スギ 83.4%）であり人工林率 10.9% と低く、県平均を大きく下回っている。また、大部分を占める広葉樹林は、ブナ、コナラ、ミズナラで占められている。

本町の林業は、農業との複合経営によるものが大部分であり、保有山林面積 5ha 未満の小規模所有者が全体の 78% を占めている。木材産業は需要の大半が外材という厳しい状況下であるため、林業経営は産業としての体をなし得ない状況となっており、その結果、後継者不足と技術継承が進まず、山林は間伐・保育・造林が進まない放置状態となっている。また、国土調査未実施により森林所有者と森林所在地が確定できていないことも森林整備を進める上で大きな課題となっている。

このため、森林施業の共同化・集約化による低コスト化を図り、適切な森林整備を推進することにより、森林の公益的機能を維持増進させることが喫緊の課題となっている。

東北唯一のユネスコエコパークである只見町において、この豊かな森林資源を持続可能な形で利活用を図ることは課題であり、森林育成により得られた間伐材の活用を推進することで、地域経済の活性化と低炭素社会の実現を目指すものである。

なお、平成 23 年 3 月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う森林への放射性物質の影響によって、野生キノコや山菜の出荷制限やモニタリング調査の実施、風評被害など、森林・林業・木材産業は大きな被害を受けている。

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、資源状況の適確な把握に努めるものとする。

この際、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮する。

また、多様な森林資源の整備及び保全を図るため、森林の有する各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業

又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林保護の推進等に努めるものとする。

なお、放射性物質対策については、放射性物質の影響に応じて、森林整備とその実施に必要な放射性物質の拡散抑制対策を実施し、森林環境の回復を図るものとする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

ア 水源涵養機能維持増進森林

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える間隙に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する溪畔林

オ 木材等生産機能維持増進森林

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 水源涵養機能維持増進森林

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林

① 洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。

② 自然条件や町民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。

③ ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林

① 災害に強い町土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。

② 自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

- ③ 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林

- ① 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、複数の樹種からなる多様性のある森づくりを推進するための施業や適切な保育・間伐等を推進する。
- ② 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、重要な役割を果たしている保安林の保全、森林整備を推進する。

エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、町民の保健・教育的利用等に適した森林

- ① 町民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や町民のニーズ等に応じた広葉樹の導入を図るなど、多様な森林整備を推進する。
- ② 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林
- ③ 潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
- ④ 風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
- ⑤ 歴史や文化的由来のある森林や樹木の保全に努める。
原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林
- ⑥ 全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。また、野生生物の生息・生育環境にも配慮した適切な保全を推進する。

オ 木材等生産機能維持増進森林

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持管理する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

本町は、全国屈指の多雪地帯であり、地形も急峻で人工林に適する土地も少なく、人工林は民有林面積の約11%に留まっているが、人工林の資源構成はⅠ～Ⅸ齢級までの手入れが必要とされる森林が710haを占めており、保育・間伐等を積極的に進める必要がある。

各所有者の森林保有規模をみると、5ha未満の小規模所有者が78%を占めており、合理的な森林施業の実施が必要となっている。

森林施業の合理化については、国、県、町及び森林・林業・木材産業等の関係者が緊密な連携を図りつつ、地域における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森

林組合、林業事業体等による「森林経営計画」の作成及び、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の推進を図るものとする。また、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とした「施業実施協定」の締結等により、森林所有者等が共同で行う施業の確実な実施を促進するものとする。

なお、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとする。その際、施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するものとする。また、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、GPS測量機器を活用した境界の整備や森林GISの効果的な活用、林地台帳の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	ス ギ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹 (用 材)	広葉樹 (その他)
町内一円	45年	45年	45年	55年	65年	20年

注1) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

注2) 広葉樹（その他）は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるもの。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、森林の有する多面的な機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実を図ることを旨とし、対象森林に関する自然的条件および社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材の需要構造、森林の構成等を勘案して、以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとする。

- ・皆伐： 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。
皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20haごとに保残帯を設け、適確な更新を図るものとする。
- ・択伐： 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。
択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～カに留意する。

ア 1箇所当たりの伐採面積については、保安林等法令により立木の伐採について制限がある森林については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。また、制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保を考慮して、1箇所当たりの伐採面積を20ha以下とし、努めて小規模に抑えるとともに、伐採箇所についても分散を図るものとする。

イ 森林の生物多様性保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な樹木等については、保残等に努めるものとする。

ウ 森林の有する多面的機能の発揮を確保する観点から、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させるものとする。また、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理するものとする。特に天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとする。また、自然条件が劣悪なため、伐採方法を特定する必要がある森林については、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法にするものとする。

オ 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず保護樹帯を設置するものとする。

カ 上記イ～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえる。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

未利用間伐材をはじめ、伐木造材時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギーへの利活用を推進するものとする。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因にならないよう適切な処理を行うものとする。

また、森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、森林の有する公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径木の生産を目標として、標準伐期齢の概ね2倍を超える林齢において主伐を行うものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林は、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

樹 種 名		備 考
針葉樹	スギ、カラマツ等	
広葉樹	ミズナラ、コナラ、クリ、ブナ等	

注) 上記以外の樹種を植栽しようとする場合は、町の林務担当課等又は林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別の植栽本数

樹 種	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
スギ	1, 500～2, 500	
カラマツ	1, 500～2, 500	
その他広葉樹	1, 500～6, 000	

注1) 複層林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽するものとする。

注2) 上記の標準的な植栽本数によらない場合は、町の林務担当課等又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

注3) 将来的に広葉樹林化を目指す人工林における低密度植栽においては、下刈り、除伐などの保育作業において適切な密度管理を行うことを前提に高木性広葉樹の前生稚樹を残すものとする。

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地ごしらえの方法	<p>a 植付け予定地の雑草木、ササ類など、植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒・刈払いにより全面にわたり取り除き、刈払ったものは伐採木の梢端部や枝条とともに山腹の適切な所に集積し、棚積み等を実施する。</p> <p>b 植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈払った雑草木や伐採木の梢端部や枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮する。</p> <p>c 傾斜角 30° 以上の傾斜地又は積雪不安定地においては、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにし、その棚を支えるため、ある程度の高さで伐った広葉樹等を2mおき位に立てる。</p>

植付けの方法	<p>a 植付け地点を中心に、周囲 60～70 cm程度の落葉、雑草、その他の地被物を取り除き、30～40 cm四方、深さ 25～30 cm程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行う。</p> <p>b 凍結や乾燥の恐れがある所では、深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入する。</p> <p>c 多雪地帯の急斜面に植付ける場合は、直角植え又は斜め植えあるいは巣植えなどの植付け地に適した方法によるものとする。</p>
植栽時期	<p>a 春植えを行う場合は、無風、曇天、降雨直前等の適期に行うものとし、スギは春の乾燥期を避け梅雨入りの前までに、カラマツは春の樹木の芽吹き前までに、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期までに行う。</p> <p>b 秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行う。</p>

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を含む人工造林地で、皆伐による伐採については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。

また、択伐による伐採については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

樹 種 名	備 考
針葉樹	アカマツ、キタゴヨウ
広葉樹	ミズナラ、コナラ、ブナ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	ミズナラ、コナラ、ブナ等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然下種更新による場合はそれぞれの森林の状況に応じて、また、ぼう芽更新による場合にはぼう芽の発生状況等を考慮して天然更新補助作業を行うこととする。

天然更新を行う際には、対象樹種における期待成立本数に10分の3を乗じた本数(立木度3)以上の本数(ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る)を更新するものとする。

天然更新の対象樹種における5年生時の期待成立本数は下表のとおり。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
アカマツ、キタゴヨウ、ミズナラ、コナラ、ブナ等	10,000本/ha

<p><立木度></p> <p>幼齢林（概ね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。</p> $\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}}$ <p>5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数は、1ha 当たり 10,000 本を目安とする。</p>

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

項 目	標 準 的 な 方 法
天然下種更新	地表処理の方法 ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
	刈り出しの方法 ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
天然下種更新及び ぼう芽更新	植え込みの方法 天然稚樹等の生育状況等を勘察し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
ぼう芽更新	芽かきの方法 ぼう芽更新を行った林分において、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを1株に1~3本残し、それ以外はかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採3年目ごろ、2回行う場合は伐採後1~2年目ごろと5~6年目ごろに行うものとする。

ウ その他天然更新の方法

天然更新による場合は、(3)に定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」内に天然更新の対象樹種が、立木度3（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）以上成立している状態をもって、更新完了を判断するものとする。

なお、天然更新が困難であると判断される場合は、植込みなどの天然更新補助作業を行うか、更新の方法を人工造林に変更するなどして、確実な更新を図るものとする。

また、天然更新の完了確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」（平成24年8月16日付け24森第905号）によるものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とは、「天然更新完了基準書作成の手引

きについて」(平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)において示されている設定例を基本とし、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備 考
人工造林地	森林の下層植生、周辺森林の母樹の保存状況・伐採面積等の条件により、天然更新が期待できる森林については、天然更新を認めるものとする。ただし、その場合、2の(2)のウに基づき更新完了の判断を行い、更新が完了していない場合は植栽等を求めるものとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

- ア 人工造林の場合は、1の(1)による。
- イ 天然更新の場合は、2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数は1ヘクタール当たり概ね10,000本とする。

5 その他必要な事項

人工造林では低コスト化を図るため、コンテナ苗木の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉(樹冠疎密度が10分の8以上になること)し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき 標準的な林齢 (年)					標準的な方法	備考
		初 回	2 回 目	3 回 目	4 回 目	5 回 目		
スギ	2,500	13	17	23	30	40	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選木は、林分構成の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行うこと。 ・ 間伐率は、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定すること。なお、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し間伐を行うこと。 ・ 間伐の時期は、左記の林齢を標準とし、地況、林況等を考慮し決定すること。 ・ 列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において実施すること。 	
カラマツ	2,500	12	16	22	27	35	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長伐期施業で高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の生長力に留意するとともに生産目標や林分密度、気象災害等を検討のうえ、間伐間隔は概ね 10 年を目安に行うこと。 ・ 施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めること。 <p>※ 低密度植栽の実施箇所においては、今後、間伐の回数や実施すべき林齢について検証し、必要に応じて変更することとする。</p>	

2 保育の種類別の標準的な方法

(1) 保育の標準的な実施林齢及び回数

樹種	保育の種類	実施林齢・回数																			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
スギ	下刈り 雪起こし つる切り 除伐 枝打ち	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カラマツ	下刈り つる切り 除伐	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注1) ◎印は必要に応じて年2回実施するもの。(○は年1回実施)

注2) 本表は、地位(中)における20年生までの一般的な保育基準であり、当該林地の地位、地利条件、林家の経営条件等により実施林齢、回数は異なるので、地域の実情に応じて適用することとする。また、低密度植栽の実施箇所においては、今後、保育の実施林齢や回数について検証を行い、必要に応じて変更することとする。

(2) 保育の標準的な方法

保育作業	保育の方法
下刈り	雑草木が造林木の生長に支障を及ぼしている林分を対象に、局所的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて、作業の省力化・効率化に留意しつつ適切な時期及び作業方法により行うものとする。また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。ただし、広葉樹林化を前提とする場合、高木性広葉樹は適切な密度管理を行うことを前提に残置する。
つる切り	下刈りの終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つる類の繁茂状況に応じて行う。
除伐	下刈りの終了後、間伐を行うまでの間に行い、造林木以外の樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成する。
枝打ち	経営の目的、樹種の特長、地位及び地利等を考慮して行う。

3 その他必要な事項

森林所有者が自主的に長伐期施業を行う場合は、林木の生長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施するものとする。この場合、立木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐するものとする。

また、花粉症対策に資するため、スギ、ヒノキの人工造林地の間伐に当たっては、雄花着花量の多い林木について優先的に実施することとする。

森林整備法人の施業に関する基準

(1) 環境林施業基準

施業種	施業の内容
下刈り	6年生（春植え）～7年生（秋植え）まで実施
雪起こし	スギの2～3齢級（6～15年生）林分で、被害率30%以上で実施
除伐	3～4齢級で1回（雑木の繁茂が著しい場所にあつては2回）実施
枝打ち	スギの3～4齢級を4m以内で1回実施
保育間伐	5～7齢級の林分を対象に間伐率30%で1回実施
つる切り	フジ、クズ等ツル類の繁茂が著しい箇所で実施

注) 以前の施業基準に基づく間伐率20%の造林・育林地にあつては、本施業基準に基づく保育間伐を実施したものとする。

(2) 経済林施業基準

ア 対象とする造林・育林地

次に掲げる要件を全て満たす造林・育林地

- ① 樹木の生育が極めて良好であること
- ② 造林・育林地から市場までの木材搬出路が整備されている（近く整備されることが確実である）こと

イ 施業基準

環境林施業基準に加え、枝打ち及び間伐については、次により実施する。

施業種	施業の内容
枝打ち	スギの3～4齢級を4m以内で1回、5～6齢級を8m未満で1回実施
保育間伐	5～7齢級の林分を対象に間伐率20%以上で1回実施
利用間伐	8齢級以上の林分を対象に間伐率20%以上で1回実施（補助事業に該当する場合に限る）

上記1及び3に定める間伐の基準に照らし、計画期間内（前期5年間）において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等を参考資料（5）に示す。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1のとおり定めるものとする。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長や伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進するものとする。

また、この場合の樹種毎（区域毎）の伐期齢の下限を標準伐期齢に10年を加えた林齢とし、以下の伐採齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2のとおり定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種					
別表2に定める区域	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹(用材)	広葉樹(その他)
	55年	55年	55年	65年	75年	30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の(ア)から(エ)までに掲げる森林の地域を別表1のとおり定めるものとする。

- (ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- (イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- (ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- (エ) その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進するものとする。

なお、アの(ア)から(エ)までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種					
別表2に定める区域	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹(用材)	広葉樹(その他)
	90年	90年	90年	110年	130年	40年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表1のとおり定めるものとする。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期、及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

本町は平成 26 年にユネスコエコパークに登録されており、広大なブナ等の天然林とその豊富な資源を活用してきた伝統的な文化（山菜等の山の幸、編み組細工、伝統芸能等）を継承していくこととしている。

只見町の地域経済の発展と活性化を図り、山村地域の課題を解決するため、住民と自然が共生するモデル地域として、林道黒谷線の利用区域内において、人と自然が共生するモデル地域として多様な森林整備の推進を図るものとする。

別表 1

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1～30、40～174 林班のうち次区分「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」に設定した小班を除く区域	19, 886. 90
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1 林班の 24、28～31、33 小班 2 林班の 42～44 小班 3 林班の 4～8、12、13、15、16、18、21、22、24～30 小班 4 林班の 5～8、12、17 小班 7 林班の 5、10、11、13、81、148、149 小班 9 林班の 5～8 小班 11 林班の 11、14、26～30、35～38、51、56、62、70、71、109、111、114、116～118 小班 12 林班の 40～45、51、52、64、65、71～77、90～95、99～108、114～117、131～138、174、232～234、236、238、239 小班 50 林班の 22～27 小班 51 林班の 14、15 小班 55 林班の 42～46 小班 59 林班の 98～102、105、115、117、119、122、124、127、128、130、131、136、138 小班 60 林班の 74、77、149 小班 62 林班の 79～91 小班 80 林班の 7～10 小班 82 林班の 13、15、18～23 小班 91 林班の 11 小班 94 林班の 6 小班 95 林班の 5、6 小班 102 林班の 20～23 小班 113 林班の 15～17、19 小班 123 林班の 153、175、176、188、189、194 小班 126 林班の 60、61 小班 127 林班の 29、30、94、95 小班 128 林班の 150、151、156、162、172、173 小班 129 林班の 7、14、20、21、63、71 小班 130 林班の 40～42 小班 131 林班の 4、7、11、18、22、24、30、51 小班 132 林班の 40、41、50、86 小班 135 林班の 15、16、107、109、116、118、122、127、128、131、133、134、136～138、142、144、145、147～151、154、157、158、160、162、166、167 小班 136 林班の 10、13～15、17、26、32、35、36、63、97、126、127、129～132、135 小班 137 林班の 1、4、6～14、16、17 小班 139 林班の 58～61、63、65、135、136、138～140 小班 140 林班の 19 小班	546. 39

	141 林班の 38、43、55～57 小班 143 林班の 8、9、13、14、19～21、25、26 小班 146 林班の 129～178、180～220 小班 155 林班の 51、52 小班 163 林班の 33、65～75 小班	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	31～39 林班	681.38
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林	—	—

別表 2

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	1～30、40～174 林班のうち次区分 「長伐期施業を推進すべき森林」 に設定した小班を除く区域	19, 886. 90
長伐期施業を推進すべき森林	1 林班の 24、28～31、33 小班 2 林班の 42～44 小班 3 林班の 4～8、12、13、15、16、18、 21、22、24～30 小班 4 林班の 5～8、12、17 小班 7 林班の 5、10、11、13、81、148、149 小班 9 林班の 5～8 小班 11 林班の 11、14、26～30、35～38、 51、56、62、70、71、109、111、114、 116～118 小班 12 林班の 40～45、51、52、64、65、71 ～77、90～95、99～108、114～ 117、131～138、174、232～234、 236、238、239 小班 31～39 林班 50 林班の 22～27 小班 51 林班の 14、15 小班 55 林班の 42～46 小班 59 林班の 98～102、105、115、117、 119、122、124、127、128、130、 131、136、138 小班 60 林班の 74、77、149 小班 62 林班の 79～91 小班 80 林班の 7～10 小班 82 林班の 13、15、18～23 小班 91 林班の 11 小班 94 林班の 6 小班 95 林班の 5、6 小班 102 林班の 20～23 小班 113 林班の 15～17、19 小班 123 林班の 153、175、176、188、189、 194 小班 126 林班の 60、61 小班 127 林班の 29、30、94、95 128 林班の 150、151、156、162、172、 173 小班 129 林班の 7、14、20、21、63、71 小 班 130 林班の 40～42 小班 131 林班の 4、7、11、18、22、24、30、 51 小班 132 林班の 40、41、50、86 小班 135 林班の 15、16、107、109、116、	1, 227. 77

		<p>118、122、127、128、131、133、 134、136～138、142、144、145、 147～151、154、157、158、160、 162、166、167 小班</p> <p>136 林班の 10、13～15、17、26、32、 35、36、63、97、126、127、129～ 132、135 小班</p> <p>137 林班の 1、4、6～14、16、17 小班</p> <p>139 林班の 58～61、63、65、135、 136、138～140 小班</p> <p>140 林班の 19 小班</p> <p>141 林班の 38、43、55～57 小班</p> <p>143 林班の 8、9、13、14、19～21、25、 26 小班</p> <p>146 林班の 129～178、180～220 小 班</p> <p>155 林班の 51、52 小班</p> <p>163 林班の 33、65～75 小班</p>	
複層林施業を 推進すべき森 林	複層林施業を推進す べき森林(択伐による ものを除く)	—	—
	択伐による複層 林施業を推進す べき森林	—	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推 進すべき森林		—	—

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本町における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業事業体等による「森林経営計画」の作成を促進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者が施業できない場合等、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに森林経営の委託を推進するものとする。そのため、地区協議会等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・斡旋等を推進するものとする。

また、その際に施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や林地台帳、森林G I Sの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施する場合、森林経営の受託の方法及び立木の育成権の委任の程度等に留意すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、只見町が森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、只見町森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

加えて、経営管理権又は経営管理実施権の設定が見込まれる森林においては、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置づけるとともに、森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図るものとする。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の林業経営に於ける森林所有形態は、町有林が最も多く全体の38%を占め、ついで共有林、個人、会社、団体、社寺その他となっている。また、保有山林面積の規模は、5ha未満の小規模所有者が全体の78%を占め、50ha以上はわずか1%に満たない状況にある。

したがって、経営規模は全般的に極めて零細であり、保続的な計画施業や自力での経営近代化への移行は困難な現状にある。

今後、これらの小規模所有者に対して、町、森林組合等が主体となり施業実施協定の参加促進、森林施業の共同化に向けての働きかけを積極的に行ない、分散している森林の効率的な管理運営、適切な森林整備を推進するものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

分散している森林施業の集団化が可能な地域を選定し、間伐、森林作業道の整備、境界の明確化など森林施業の共同化を積極的に推進するものとする。

不在村森林所有者を含め集落林家に対して、町、森林組合等が主体となり地域の森林施業の共同化による林業経営の合理化、効率性等を説明するとともに、各種補助事業の紹介等を行う中で、施業実施協定の締結に向けての働きかけを積極的に行うものとする。

また、農林事務所等による普及指導活動を通じ、森林施業を共同で行うための森林所有者間の合意形成に努めるものとする。併せて、施業協定による作業を受託する森林組合等の事業体強化育成を積極的に推進するものとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化に当たっては、以下のア～ウに留意する。

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこと。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきこと。

ウ 共同施業実施者の一部の者がア又はイにより明確にした事項につき順守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくべきこと。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系	30 以上	80 以上	110 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系	23 以上	62 以上	85 以上
	架線系		2 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系	16 以上	44 (34) 以上	60 (50) 以上
	架線系		4 (0) 以上	20 (15) 以上
急 峻 地 (35° ~)	架線系	5 以上	0 以上	5 以上

注1) 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用するものとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないものとする。

注2) 「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
指定区域なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める「林道指針」及び「林業専用道作設指針」と「福島県における運用細則」に則し開設するものとする。

イ 基幹路網の整備計画

(単位 延長：m、面積：ha)

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (字、林班 等)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前年5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
開設 (改 築)	自動 車道	林道		小戸沢	700	(333) 442		①	
				檜戸沢	1,700	(802) 2,077		②	
				黒谷前沢	600	227		③	
				倉谷	4,200	(586) 1,807		④	
				黒谷	1,400	(6,108) 7,899		⑤	
				長浜沢	700	(228) 333		⑥	
				計 6	9,300				
拡張 (改 良)	自動 車道	林道		塩沢	60 3	(936) 1,247		⑦	
				小塩沢	60 3	(220) 336		⑧	
				柴倉寄岩	90 3	(31) 192		⑨	
				檜戸沢	100 3	(802) 2,077		⑩	
				尾戸岐	100 2	259		⑪	
				小川沢	120 4	(1,270) <43> 1,730		⑫	
				かしこ岐	100 3	<43> 207		⑬	
				釜の脇	400 4	260		⑭	
				黒谷	200 4	(6,108) 7,899		⑮	
				大倉前沢	60 2	338		⑯	
				小塩塩ノ岐	120 4	(2,303) <24> 3,418		⑰	
				小林	50 2	239		⑱	
				八久保	15 1	114		⑲	
				太田森戸沢	100 4	668		⑳	
	計 14	1,575 42							

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (字、林班 等)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前年5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張 (舗 装)	自動 車道	林道		下山森戸沢	1,200	189		⑳	
				計 1	1,200				

注) 上段 () は国有林、〈 〉 は官公造林の面積で内数

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知)を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則し開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「福島県森林整備加速化・林業再生基金事業(路網整備事業)事務取扱要領(平成27年2月20日付け26森第3529号)」、「福島県森林整備促進路網整備事業実施要領(平成28年5月9日付け28森第236号)」等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して善良な管理をするものとする。

4 その他必要な事項

その他森林の整備のために必要な施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
整備計画なし				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

本町における林業関係の就業者数は24人で、林業の衰退という産業構造の変化が顕著に現れている。そのため将来にわたって林業従事者を安定的に確保するためには安定的に事業量を確保するとともに、事業体の経営の多角化による経営の安定化を図り、林業従事者の就業条件の改善を促進し、林業後継者が積極的に林業に就業しうることを環境を整備し新規参入者の増加を図るものとする。

さらに、これらの条件を整備していくには、個別事業体の自助努力に加え、公的機関や林業関係団体など広範な支援体制が必要となることから、体制づくりに努めるものとする。

(2) 林業従事者、林業後継者の育成方策

ア 林業従事者の育成

林業従事者の就業条件の改善を図るため、通年雇用化や各種社会保険への加入を積極的に促進するものとする。また、事業主と林業従事者を通じた安全衛生意識の高揚を図るため、作業現場の安全巡回指導の実施や職場環境等の整備を促進し、労働安全

性の確保並びに山村の生活基盤の整備等に努めるものとする。さらに、林業従事者の技能の向上、多能工化を推進するとともに、高度な技術・技能を有する人材の養成に努めるものとする。

イ 林業後継者等の育成

本町の林業経営は、家族労働力が林業の担い手として重要な役割を果たしてきたが、社会経済情勢の変化に伴い、若年労働力の他産業への流出により、農林業の後継者不足は地域の深刻な問題となっている。今後、このような現状に対処するため、研修会、講習会、先進地視察等を実施し、林業に対する意識の高揚と地域林家の資質の向上に努め、林業経営の近代化を推進するとともに、特用林産物の増産と品質の向上、特用林産物加工施設の充実を図り産地化を目指すものとする。

さらに、林業後継者が林業への関心をもつことができ、また積極的に林業に就業しうることのできる環境を醸成するとともに、若手林業後継者の活動を支援し後継者の育成を図るものとする。また、後継者が安定的に林業経営を行えるよう、特用林産物生産等複合経営の導入、生活環境の改善に努めるものとする。

(3) 林業事業体の体質強化方策

当町の林業の中心的担い手である森林組合等の育成は、林業の振興と森林の造成、維持管理の上からも重要であり、組織強化と作業班の拡充を促進していく必要がある。そのためには、組織の自己資本を充実し作業班の資質の向上を図るため、国・県の指導を得て、役職員に対する運営指導、技術員に対する技術研修会、講習会等を開催し、かつ、町有林の保育管理施業を当組織に委託するなど地域が一体となって組織受託事業量の計画的・安定的確保に努め、事業種範囲の拡大等を促進していくこととする。また、林業労働力の需給情報の収集・整理やUターン者等の就業促進等を行う労働情報システムの確立を図り、安定的な労働力を確保し、林業事業体の体質強化を図ることとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械導入の方向性

本町の森林は、山間部に急峻な地形を有し、施業地は小規模分散している等、高性能林業機械の導入については、課題が多くあると考える。

導入による施業効率や作業能力の向上、コスト低減等の効果は見込めるものの、施業地における地形的な課題や多額の購入経費が必要であること等から、導入は容易でない状況である。

しかし、林業労働力の減少、高齢化は加速度的に進行しており適切な森林管理を推進する上で大きな障害となっている。このままでは、木材資源としてばかりではなく、多様な機能を有する資源として活用していく上でも危惧される状況にある。

このような状況の中で、地域の林業生産性を向上させ、低コストの林業を図るためには、林業を若者にとって魅力のあるものに転換することが重要である。このため、各種林業機械の開発状況や、実用化の進展状況を見ながら、地域の樹種、林況等の自然条件、作業種や路網の整備状況等を総合的に勘案し、地域に適した機械作業システム化を確立する必要がある。

このようなことから、下記(2)のとおり高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を設定し、林業における安全性の確保及び、生産コストの低減を推進するものとする。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状(参考)	将来
伐倒 造材 集材	町内一円 (緩傾斜)	チェーンソー 集材機 林内作業車 プロセッサ	チェーンソー 集材機 ロングアームグラップル 林内作業車 プロセッサ

伐倒 造材 集材	町内一円 (急傾斜)	チェーンソー 集材機	チェーンソー 集材機 スイングヤーダ プロセッサ
造林 保育等	下刈り	刈払機	刈払機
	除 伐	刈払機	刈払機、チェーンソー
	枝打ち	鉋、鋸、枝打機	枝打機、自動枝打機

(3) 林業機械化の促進方策

高性能林業機械導入の推進方策としては、国・県はもとより近隣市町村と一体となった助成策等を講じることで林業機械の導入を図るものとする。また、機械操作者の養成・確保のため、導入に合わせて高性能林業機械オペレーター養成研修等を実施し、人材育成を図るものとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町の製材工場では、主に素材は外材、町外の木材に頼っているのが現状である。これは、材価の問題、地元材の安定した供給体制が確立していない点が考えられる。

しかし、戦後造林した、スギ、カラマツは年々充実してきており、利用可能な材の供給が見込まれている。

このため、主伐期を迎える林分へ対応するため、将来の資源の推移を考慮しながら、地域^①の森林所有者の計画的な生産活動を推進し、木材業者の育成並びに既存の製材業者、木材加工業者の近代化を進め、互いに協調し流通体制を確立する必要がある。

また、木工品加工・製造については、有用広葉樹材等の生産を推進して安定供給体制をつくりあげ、地元特産品として定着させながら生産販売施設を充実し観光と結んだ産業の育成を図るものとする。

なお、只見ユネスコエコパークにふさわしい豊かな森林資源を持続可能な形で活かすために、森林育成による間伐材を活用した熱エネルギー利用として公共施設への薪ボイラー導入を計画しており、その計画にあわせて燃料となる薪の供給体制を整備する。これにより地域経済の活性化および低炭素社会の実現を目指すものである。

山菜・きのこなどの特用林産物については、従前の町産業の主流であった豊かな林地を活かし、より一層の産地化を図るため、事業者及び関連団体の双方が流通販売ルートの開拓を図り、山採りや栽培に限らず意欲的に生産拡大に結び付けていける仕組みづくりが必要である。近年、付加価値を高めた加工・販売による経営転換が図られつつあることから、特用林産物の品質向上、安定生産を推進し、「特産品」としての新規商品の開発等、高付加価値販売対策を目指した地場産業の振興と林家の所得の向上に努めるものとする。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図 番号	位置	規模	対図 番号	
製材工場	只見	430 m ³	△ ₁	現状維持・管理			
薪製造工場	長浜	748 m ³	△ ₂	R5 整備済, R6 稼働開始予定			規模は R4 計画時点の数値である。
山菜加工施設	小川	600 t	△ ₃	現状維持・管理			

わらび園	十島	1.0 t	△ ₄	現状維持・管理	10ha
わらび園	寄岩	0.9 t	△ ₅	現状維持・管理	8ha
わらび園	塩沢	2.0 t	△ ₆	現状維持・管理	10ha

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法等

(1) 区域の設定 該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

当町においてニホンジカやツキノワグマ、カモシカ等の野生鳥獣による目立った森林被害は発生していない。しかし、近年はニホンジカやニホンイノシシが侵入、分布拡大しており、今後もこれらの個体数が多くなった場合、森林被害が顕著になる可能性がある。森林被害の未然防止、早期発見による適切な対応策を講ずる観点から、只見町ブナセンターや他の関係機関と連携しながら情報収集に努める。

2 その他必要な事項

本町では人間と野生動物の生活圏の境界が曖昧となり、サルやイノシシ等による農業被害が頻発して、時にはツキノワグマによる人的被害も発生している。このような状況を改善するために集落付近の里山林において、間伐や除伐等の森林整備を実施することで緩衝帯を設置し、地域住民の安全・安心を確保する。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

カシノナガキクイムシ等の被害については、保全すべき森林や自然公園区域等の地域において重要な森林を中心として、予防と駆除を組み合わせた総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と拡大防止、並びに健全な森林の育成に努めるものとする。

また、その他病虫害被害についても、その被害状況や緊急性、被害森林の公益的機能等に配慮した対策を講じるものとする。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりに努めるものとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

第1の1に定める対象野生鳥獣以外の鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、効果的な防除対策を講じていくとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林や育成複層林の整備等の健全な森林整備を推進するものとする。

3 林野火災の予防の方法

森林の持つ公益的な機能や森林への関心の高まりに伴い入山者が増加し、林野火災発生

の危険性も増大していることから、地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、林野火災の未然の防止に努めていくものとする。

- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
火入れの実施に当たっては、只見町火入れに関する条例等を順守すること。

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備考
該当なし	

(2) その他

森林所有者等による巡視等、森林の保護に努めるものとする。

林野火災や気象災害による森林所有者の損失を補填するための森林保険への加入を促進するなど、地域森林の総合的な維持対策に努めていくものとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域
森林法施行規則第 33 条 1 号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林 班	区域面積 (h a)
塩沢	001、002、003、004、005	933.65
十島	006	138.33
寄岩	007、008、009、010	392.74
蒲生	011、012	293.35
八木沢	013、014	258.72
叶津	015、016、017、018、019、020	517.26

只見	021、022、023、024、025	418.20
石伏	026、027、028、029、030	413.11
田子倉	031、032、033、034、035、036、 037、038、039	681.38
黒沢	040、041、042、043、044	840.82
小川	045、046、047、048、049、050、 051、052	1,095.97
荒島	053、054	161.49
熊倉	055、056	254.24
亀岡	057、058	173.67
長浜	059、060、061、062、063、064	808.03
黒谷①	065、066、067、068、069、070	750.13
黒谷②	071、072、073、074、075、076、 077、078、079、080	1,348.94
黒谷③	081、082、083、084、085、086、 087、088、089	1,427.55
黒谷④	090、091、099、100	567.90
黒谷⑤	092、093、094、095、096、098、 101	1,343.30
黒谷⑥	097、102、103、104	457.94
福井	105、106、107	373.55
樽戸	108、109、110、111、112、113、 114、115、116、117、118、119、 120	1,456.32
小林	121、122、149、150、151	526.53
坂田	123、124、125、126、127、128	649.83
布沢	129、130、131、132、133、134、 135、136、137、138、139、140	1,386.66
梁取	141、142、143、144、145、146、 147、148	713.81
二軒在家	152、153	129.01
塩ノ岐①	154、155、156、157、158、159、 160、161、162、163	1,275.02
塩ノ岐②	164、165、166、167、168	865.23
大倉	169、170、171、172、173、174	576.72

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

広大で緑豊かな森林から生み出される木材や山菜・きのこなどの林産物は、先人から受け継いだ貴重な資源であることから、この良質な地域資源を大切にするための施策を推進するとともに新たな視点を加え、事業として成り立つ林業を展開することで地域の振興を目指すものとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
奥会津ただみの森 キャンプ場	只見	敷地面積 105,369 m ² 遊歩道、林間広場、 管理棟、キャンプ場、 コテージ、体験施設	現状維持・管理		①

5 住民参加による森林の整備に関する事項

住民参加による森林づくりに対する理解と関心を深めるため、関係機関との連携を図りながら普及啓発活動を推進することにより、森林所有者等に対し施業実施協定への参加促進に努めるものとする。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考

7 その他必要な事項

- (1) 森林は、水源涵養をはじめ、二酸化炭素の吸収、多様な生物の生息地などの多くの公益的な役割を担っており、町民の生活に良好な環境を生み出すなどお金に代えがたい重要な役割を果たしている。森林を貴重な資源と認識し、良好な森林を次世代に引き継ぐため、森林保全活動の継続と地元産木材の有効利用を図るものとする。
- (2) 地域住民が大切に守り育ててきた山の幸を根こそぎ採取したり、入山を規制している区域で勝手に採取する人が増え、地元住民と心ない入山者との間で様々なトラブルが発生し、地域の大きな問題となっている。山菜やキノコ等「山の幸」の保護については、すぐに解決を生む方法はないが、森林と共生して暮らしてきた地域として、住民一体となって乱獲の防止対策に取り組む必要がある。

参 考 资 料

イ 細部路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
森林作業道	16	10.8	

(注) 福島県森林・林業統計書 (平成 26～令和元年度実績)

4 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
		該当なし

5 市町村における林業の位置付け

(1) 産業別総生産額 (単位：百万円)

総生産額	(A)	19,443
内	第1次産業	600
	うち林業 (B)	50
訳	第2次産業	6,618
	うち木材・木製品製造業 (C)	3,018
	第3次産業	12,153
	$(B+C) / A$	15.8%

資料：福島県市町村民経済計算年報第2部統計表 (平成30年度)

(2) 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

	事業所数	従業者数 (人)	現金給与 総額 (万円)
全製造業 (A)	10	340	117,616
うち木材・木製品製造業 (B)	—	—	—
B / A	—	—	—

資料：福島県統計課編「2020年工業統計調査結果報告書」から抜粋

6 林業関係の就業状況

(令和3年1月1日現在)

区分	組合・ 事業者数	従事者数		備考
			うち作業員数	
森林組合	1	11	8	
生産森林組合	0	—	—	
素材生産業	1	9	8	
製材業	2	4	4	

資料：南会津農林事務所資料

7 林業機械等設置状況

区分	総数	公有林	森林 組合	会社			備考
				個人	その他		
集材機	0						
モノケーブル	0						ジグザグ集材施設
リモコンウインチ	0						無線操縦による寄与機
自走式搬器	1			1			リモコン操作による巻き上げ搬器
集材車	3			3			林内作業車
ホイールトラクタ	0						主として索引式集材用

動力枝打器	0						自動木登式
クレーン付きトラック	0			2			
グラップル付きトラック	0						
(高性能林業機械)							
フェラーバンチャー	0						
スキッド	0						伐倒、木揃用の自走機
プロセッサ、グラップルソー	0						枝払、玉切、集材用自走機
ハーベスタ	0						伐倒、枝払、玉切、集材用自走機
フォワーダー	0						積載式集材用車両
タワーヤード	0						タワー付き集材機
集材機	0						

資料：南会津農林事務所資料（令和元年度末）

8 林産物の生産状況

	素材	チップ	苗木	木炭	しいたけ		なめこ
					乾	生	
生産量	1,102m ³	—	—	0 kg	0	0 kg	20kg
生産額（百万円）	—	—	—	—	—	—	—

資料：南会津農林事務所資料

9 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積・樹種・林齢・材積等)	経営管理実施権 設定の有無
—	—	—	—